

令和5年1月定例教育委員会  
議案説明資料

議案	1件
----	----

---

計	1件
---	----

番号	議案第1号	担当	学校教育部教職員課
議案名	松原市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について		
説明	<p>国家公務員法及び地方公務員法等が改正され、府費負担教職員の定年が65歳に段階的に引き上げられることから、大阪府は新たに定年前再任用短時間勤務制度を導入するとともに、現行の再任用制度を廃止し、令和5年度から令和13年度までの間、現行の再任用制度と同内容の暫定再任用制度を設けるため、本規則において所要の改正を行うものです。</p>		
施行期日等	<p>※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。 令和5年4月1日</p>		

松原市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則

改正後	改正前	趣旨
<p>(勤務時間の割振り)</p> <p>第2条 条例第3条第2項の規定により、職員の勤務時間の割振りは、午前8時30分から午後5時までの7時間45分(休憩時間を除く。)とする。ただし、育児時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間の割振りは、午前8時30分から午後5時までの範囲内(休憩時間を除く。)で、別に定める時間の割振りとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(休憩時間)</p> <p>第4条 条例第5条第1項本文に規定する休憩時間は、校長が、午前11時から午後2時までの間(育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員にあっては、午前11時から午後2時までの範囲内で別に定める時間内)に置くものとする。ただし、学校運営上必要があると認められる場合は、他の時間に変えることができる。</p>	<p>(勤務時間の割振り)</p> <p>第2条 条例第3条第2項の規定により、職員の勤務時間の割振りは、午前8時30分から午後5時までの7時間45分(休憩時間を除く。)とする。ただし、育児時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員の勤務時間の割振りは、午前8時30分から午後5時までの範囲内(休憩時間を除く。)で、別に定める時間の割振りとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(休憩時間)</p> <p>第4条 条例第5条第1項本文に規定する休憩時間は、校長が、午前11時から午後2時までの間(育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあっては、午前11時から午後2時までの範囲内で別に定める時間内)に置くものとする。ただし、学校運営上必要があると認められる場合は、他の時間に変えることができる。</p>	<p>大阪府の整備条例により同府の勤務時間条例が改正され、「再任用短時間勤務職員」の語が「定年前再任用短時間勤務職員」に改正されたことから、整理を行う。</p> <p>大阪府の整備条例により同府の勤務時間条例が改正され、「再任用短時間勤務職員」の語が「定年前再任用短時間勤務職員」に改正されたことから、整理を行う。</p>